

【授業時間】

- ① 1限：8:50-10:20 ② 2限：10:30-12:00 ③ 3限：13:00-14:30 ④ 4限：14:40-16:10
 ⑤ 5限：16:20-17:50 ⑥ 6限：18:00-19:30 ⑦ 7限：19:40-21:10

曜日	コマ	1年次前期			1年次後期		
		授業科目名	代表教員	教室・備考	授業科目名	代表教員	教室・備考
月	①						
	②						
	③						
	④						
	⑤						
	⑥	成人看護学特講 成人看護学特別演習 高齢者看護学特講 高齢者看護学特別演習	佐藤 他 佐藤 他 鈴木 他 鈴木 他		医療倫理学 成人看護学特講 成人看護学特別演習 高齢者看護学特講 高齢者看護学特別演習	長田 他 佐藤 他 佐藤 他 鈴木 他 鈴木 他	
	⑦	成人看護学特別演習 高齢者看護学特別演習	佐藤 他 鈴木 他		成人看護学特別演習 高齢者看護学特別演習	佐藤 他 鈴木 他	
火	①						
	②						
	③						
	④						
	⑤						
	⑥	リプロダクティブヘルス看護学特講 リプロダクティブヘルス看護学特別演習 地域看護学特講 地域看護学特別演習	安田 他 安田 他 渡井 他 渡井 他		リプロダクティブヘルス看護学特講 リプロダクティブヘルス看護学特別演習 地域看護学特講 地域看護学特別演習	安田 他 安田 他 渡井 他 渡井 他	
	⑦	リプロダクティブヘルス看護学特別演習 地域看護学特別演習	安田 他 渡井 他		リプロダクティブヘルス看護学特別演習 地域看護学特別演習	安田 他 渡井 他	
水	①						
	②						
	③						
	④						
	⑤						
	⑥	看護学研究方法論	佐藤 他		看護学研究方法論	佐藤 他	
	⑦						
木	①						
	②						
	③						
	④						
	⑤						
	⑥	疫学方法論 小児看護学特講 小児看護学特別演習	尾島 他 坪見 他 坪見 他		疫学方法論 小児看護学特講 小児看護学特別演習	尾島 他 坪見 他 坪見 他	
	⑦	小児看護学特別演習	坪見 他		小児看護学特別演習	坪見 他	
金	①						
	②						
	③						
	④						
	⑤						
	⑥	基礎看護学特講 基礎看護学特別演習 健康科学特講 健康科学特別演習	片山 他 片山 他 永田 他 永田 他		基礎看護学特講 基礎看護学特別演習 健康科学特講 健康科学特別演習	片山 他 片山 他 永田 他 永田 他	
	⑦	基礎看護学特別演習 健康科学特別演習	片山 他 永田 他		基礎看護学特別演習 健康科学特別演習	片山 他 永田 他	
土	①						
	②						
	③	精神看護学特講 精神看護学特別演習	木戸 木戸		精神看護学特講 精神看護学特別演習	木戸 木戸	
	④	精神看護学特講 精神看護学特別演習	木戸 木戸		精神看護学特講 精神看護学特別演習	木戸 木戸	
	⑤	精神看護学特別演習	木戸		精神看護学特別演習	木戸	
	⑥						
	⑦						
集中講義	行動神経科学	田中	集中	医学統計学	古屋	集中	
その他	特別研究 (1年次から3年次までの通年)				各指導教員	不定期	

【授業時間】

- ① 1限：8:50-10:20 ② 2限：10:30-12:00 ③ 3限：13:00-14:30 ④ 4限：14:40-16:10
 ⑤ 5限：16:20-17:50 ⑥ 6限：18:00-19:30 ⑦ 7限：19:40-21:10

曜日	コマ	2年次前期			2年次後期		
		授業科目名	代表教員	教室・備考	授業科目名	代表教員	教室・備考
月	①						
	②						
	③						
	④						
	⑤						
	⑥						
	⑦						
火	①						
	②						
	③						
	④						
	⑤						
	⑥						
	⑦						
水	①						
	②						
	③						
	④						
	⑤						
	⑥						
	⑦						
木	①						
	②						
	③						
	④						
	⑤						
	⑥						
	⑦						
金	①						
	②						
	③						
	④						
	⑤						
	⑥						
	⑦						
集中講義							
その他	特別研究（1年次から3年次までの通年）				各指導教員	不定期	

○国立大学法人浜松医科大学自己評価規則

(平成18年3月9日規則第2号)

改正 平成27年2月12日規則第2号 平成29年4月24日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人浜松医科大学(以下「本法人」という。)の教育、研究、診療及び社会貢献の質的向上を図り、本法人の目的及び社会的使命を達成し、大学運営全般の改善に資するため自ら行う点検・評価等(以下「自己評価」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施組織等)

第2条 自己評価の企画・立案及び実施に関する事務は、評価を担当する理事(以下「担当理事」という。)が総括する。

2 担当理事は、自己評価に関する事務を、他の理事、副学長等に分担させることができる。

3 自己評価に必要な資料・データの収集、保管、分析及び本法人の職員以外の者による検証(以下「第三者評価」という。)等の自己評価全般に係る実務は、評価・労務企画室において行う。

(自己評価の原則)

第3条 自己評価の原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中期計画、年度計画の実施状況等の評価するものであること。
- (2) 教育研究活動等の質を保証し、活性化を図る評価であること。
- (3) 社会に対し、教育研究活動等の状況を説明できる評価であること。
- (4) 認証評価機関等による評価の方法を考慮した効率的な評価であること。

(自己評価の領域等)

第4条 自己評価の領域は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育
 - (2) 研究
 - (3) 診療
 - (4) 社会貢献
 - (5) 組織及び管理運営
 - (6) 施設及び設備
- 2 自己評価の対象は全学、個別(部局等)及び個人とする。
- 3 自己評価の実施に際し、領域及び対象並びに自己評価項目は、担当理事が教育研究評議会にて審議し決定する。

(報告書の作成等)

第5条 担当理事は、自己評価の結果を取りまとめた報告書を作成し、学長に報告するものとする。

(検証)

第6条 自己評価の結果については、第三者評価を受けることを原則とする。

(自己評価結果の公表等)

第7条 学長は、自己評価の結果を、原則として公表するものとする。ただし、第4条第2項に掲げる個人を対象とした評価結果は、公表しない。

(自己評価結果の対応)

第8条 学長は、自己評価の結果及び第三者評価の結果により、改善が必要と認め

られるものについては、その改善に努めなければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、自己評価の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月9日から施行する。

附 則(平成27年2月12日規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月24日規則第5号)

この規則は、平成29年4月24日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、平成29年4月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。